

兵建連ニュース

国保だより

兵庫県建設労働組合連合会
神戸市兵庫区水木通5丁目2-9
TEL078(575)7662

阪神土建労組
甲南土建労組
神戸土建労組
兵庫土建労組
東播建設労組

発行 兵庫県建設労働組合連合会
編集 兵庫県建設国保組合事務局

5月より

若年層の組合員の 保険料を引下げ

8割給付も継続

第68回 組合会開催

建設国保の組合会は、3月16日全労済近畿兵庫県本部大ホールで、組合議員42名(別に委任9名、欠席1名、定数52名)と役員24名の出席で開催され、平成15年度の補正予算、平成16年度の事業計画と予算、組合規約の一部改正及び役員並びに組合会議員の補充選任などが、それぞれ原案どおり可決されました。

満30歳未満の区分を 新設し組織拡大を

長引く不況下、仕事不足等で、母体組合の組織数がここ数年激減しています。これをくい止めるため、経費削減を図りながら、組合員の資格区分と月額保険料を改正しま

法人事業主の 区分を新設

した。特に若年層の異動率が高いことから25歳未満と30歳未満の区分を新設し、保険料も大幅に引下げて、加入の拡大と定着を積極的に推進することで、引き続き安心して加入できる保険制度を目指します。

個人と法人の事業形態等の特性を踏まえ、年齢にかかわらず法人事業主の区分を新設します。また、法人事業主の方には若干高い保険料を納付してもらうことで、負担の公平と建設国保の財政安定を図ります。

介護保険料は組合員のみ 300円引き上げ

満40歳から満64歳までの介護保険第2号被保険

平成16年5月以降の組合員と家族の区分ごとの月額保険料

医療分の保険料			介護分	
組 合 員	第1種	満25歳未満の組合員	6,000円	(注) 2,000円
	第2種	満25歳～満30歳未満の組合員	10,000円	
	第3種	建設労働者・職人及び1人親方のうち労災特別加入者	14,300円	
	第4種	親方・事業主および1人親方	16,200円	
	特別第4種	法人事業主(※年齢を問わず優先)	20,000円	
	第5種	満70歳以上の組合員	13,200円	
家 族	第6種	第3種に該当する女子組合員	12,200円	(注) 1,000円
	同一世帯内で	4人までは1人につき	3,500円	
		5人以上は1人につき	1,500円	
特別保険料	学生・障害者等を除く満20歳～59歳の男子家族	12,500円		

(注) 満40歳～満64歳までの介護保険第2号被保険者は、上記の医療分保険料に加えて介護保険料の納付が義務づけられています。

者に納付義務がある介護保険料は、一人当たり負担額が毎年上昇し、一人につき300円の不足を生じますが、組合員の負担を軽減するため一世帯当たり300円の引上げに抑えま

組合員の区分の主な変更について

変更の事例	変更の時期
ア 満25歳あるいは満70歳になったとき(法人事業主は除く)	自動的に誕生月の翌月から変更
イ 第2種組合員が満30歳になったとき	誕生月の翌月から第4種、又は第3種・第6種(雇用証明書等が提出されたとき)に変更
ウ 建設職人、一人親方特別労災加入等→事業主、一人親方等(第4種又は特別第4種)へ(あるいはその逆)	毎月25日までに国保組合に証明書等を提出の場合、翌月から変更される。
エ 個人事業主→法人事業主(あるいはその逆)	

5月から変更

組合員の保険料と区分が大きく変わります!

25歳未満の組合員は
月額 **6,000円に!**

30歳未満の組合員は
月額 **10,000円に!**

組合員の介護保険料が
月額 **2,000円に!**

法人事業主の
区分を新設!
(年齢を問わず優先)

